

第5章 消費者保護法 185

ス98号283頁)や、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)が制定されたことなどを踏まえ、不当条項として条文化されたものである(消費者庁「一問一答消費者契約法の一部を改正する法律(平成30年法律第54号)」問25、上野一郎ほか・金法2098号44頁)。

平成30年法律第54号改正後の消費者契約法8条の3の規定は、消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを供給することとされている消費者契約の条項については適用されないものとされている(消費契約8条の3括弧書)。これは、民法において、準委任契約の受任者が後見開始の審判を受けたことが契約終了事由とされていること(民656条・653条3号)などを踏まえたものである(消費者庁「一問一答消費者契約法の一部を改正する法律(平成30年法律第54号)」問26、上野一郎ほか・金法2098号44頁)。

第6 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効 (消費契約9条)

☆ 更新料と消費者契約法9条1号→第9章第4節第1・4(2)イ(ア)(419頁)参照

1 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効

以下に掲げる消費者契約の消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等は、以下の超過部分が無効となる(消費契約9条)。

① 消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の

326 第7章 売買関係訴訟

「民事裁判実務の基礎(3版)上」197頁)。

⑦ 履行不能が債権者の責めに帰すべき事由

第2節 売買契約に基づく目的物引渡請求訴訟

☆ 売買契約に基づく所有権移転登記手続請求等→第9章第3節第7(401頁)参照

第1 要件事実

1 売買契約に基づく目的物引渡請求の請求原因

① 売買契約に基づく目的物引渡請求の請求原因の要件事実

※ 「改訂紛争類型別要件事実」19頁、村田ほか「要件事実論30講(4版)」165頁(2)、「10訂民事判決起案の手引(補訂)」事実摘示9頁10・同(民法改正)12頁10

② 売買契約の成立

(2) 目的物が被告の所有であること

売買契約に基づく目的物引渡請求の場合、目的物が被告の所有であることは要件ではない(「改訂紛争類型別要件事実」19頁、「10訂民事判決起案の手引(補訂)」事実摘示10頁注・同(民法改正)13頁注②)。

(3) 代金額の記載

売買契約の要素は、民法555条の規定から、売買の目的物(財産権)と代金額又は代金額の決定方法の合意と解されるから、これらについて具体的に主張立証する必要があるとされている(村田ほか「要件事実論30講(4版)」166頁)。しかし、売買契約に基づく目的物引渡請求において、代金額が争点とならないものについては、代金額の支払について争い

186 第5章 消費者保護法

条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、当該支払期日に支払うべき額から既払額を控除した額に年14.6%の割合を乗じて計算した額を超えるものについては、その超える部分について無効とする。

2 消費者契約法9条1号の平均的損害

(1) 消費者の責めに帰すべき事由による解除と消費者契約法9条1号
消費者契約法9条1号は、たとえ消費者の責めに帰すべき事由により事業者が解除権を行使した場合であっても、事業者は同号に定める平均的損害を超える金額の損害賠償等を請求することができないとするものである(「逐条解説消費者契約法(4版)」276頁(1))。

*① パーティー予約取消しに伴う平均的損害(東京地判平14.3.25判タ1117号289頁)

原告が経営する店舗での料金1人当たり4500円、30~40名でのパーティーの予約の開催日から2か月前の解約について、民訴法248条の趣旨に従って、平均的損害を1人当たり4500円の3割に予定人数の平均である35人を乗じた4万7250円と認めた。

② 自動車販売契約解除に伴う平均的損害(大阪地判平14.7.19金商1162号32頁)

注文車両は他の顧客に販売できない特注品であったわけではなく、契約締結後2日で解約したのであるから、その販売によって得られたであろう粗利益(得べかりし利益)が消費者契約法9条の予定する事業者に生ずべき平均的損害に当たるとはいえないとして、原告が取引業者との間で対象車両の確保のために使用した電話などの通信費がかかっているとしても、その額はわずかであり、事業者がその業務を遂行する過程で日常的に支出すべき経費であるから、消費者契約法9条の趣旨からしてもこれを消費者に転嫁することはできないとした。

(2) 平均的損害の主張立証責任

消費者契約法9条1号は、当該損害賠償の予定等の条項を無効とするものであり、消費者に有利な法律効果をもたらす規定であるから、消

672 第17章 民法一般

第3 時効障害(時効の完成猶予及び時効の更新)

1 時効障害(時効の完成猶予及び時効の更新)事由

(1) 時効障害(時効の完成猶予・更新)事由のまとめ

時効完成猶予事由	時効完成猶予期間	時効更新時
⑦ 裁判上の請求、支払督促の申立て、裁判上の和解・調停の申立て、倒産手続参加(改正民147条1項1号~4号)	・当該事由が終了した時まで ・確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したとき→各事由が終了した時(①支払督促→支払督促が確定した時、②和解・調停→成立した時、③倒産手続参加→権利の確定に至り、手続が終了した時)(改正民147条2項)	確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したとき→各事由が終了した時(①支払督促→支払督促が確定した時、②和解・調停→成立した時、③倒産手続参加→権利の確定に至り、手続が終了した時)(改正民147条2項)
④ 強制執行・担保権実行・民事執行法195条の競売・財産開示手続・第三者からの情報取得手続(改正民148条1項1号~4号)	・当該事由が終了した時まで ・申立の取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合 →その終了の時から6ヶ月を経過するときまで (改正民148条1項柱書)	強制執行・担保権実行・民事執行法195条の競売・財産開示手続・第三者からの情報取得手続の事由が終了した時(申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消

一般民事事件における各種論点を網羅した決定版!

紛争類型編

〔三訂版〕一般民事事件 論点整理ノート

—法令・判例・文献など—

著 園部 厚(古河簡裁判事)

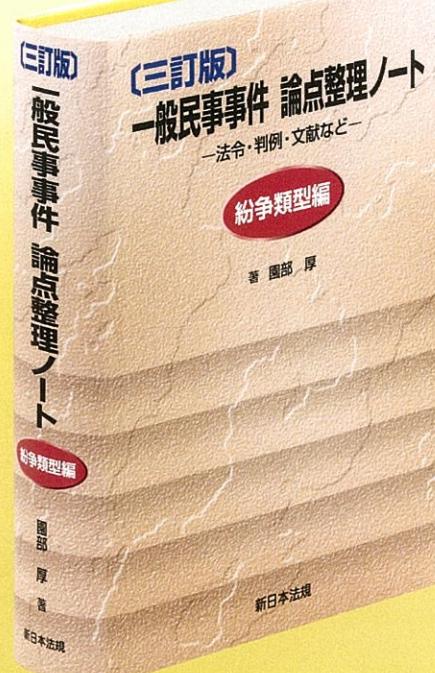
三訂版の特色

民法(債権法)をはじめ、特定商取引に関する法律、消費者契約法、割賦販売法、労働基準法などの改正に伴って内容を全面的に見直しました。

また、最新の裁判例や文献、実務の動向等に基づいた内容の改訂も行っています。

◆貸金・消費者保護法・労働・保証債務・不法行為などの事件の類型別に、民事事件上の論点を解説・整理のうえ、それに基づく法令・判例や文献等をまとめています。

◆押さえておくべき情報を簡単に検索ができるよう、【事項索引】、【判例年次索引】、【法令索引】を充実しています。



A5判・総頁870頁
定価 8,360円(本体 7,600円)
送料570円

受付時間 8:30~17:00
0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



